

会計年度任用職員(港南区生活支援課事務補助業務)

募集要項(令和8年2月1日採用)

◆職務内容、応募要件、雇用条件

職種	会計年度任用職員 (港南区生活支援課事務補助業務)
主な職務内容	<ul style="list-style-type: none">・港南区生活支援課における生活保護法、生活困窮者自立支援法に係る事務業務(電話対応、データ入力、資料整理等) <p>※その他、生活支援課長が指示する業務、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）</p>
応募要件	<ul style="list-style-type: none">・パソコンの基本操作、窓口、電話応対ができること <p>なお、次に該当する方は、地方公務員法の規定により職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができません。</p> <ul style="list-style-type: none">□拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者□横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者□人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者□日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者□民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者
採用人員	若干名
勤務場所	港南区役所生活支援課 (横浜市港南区港南四丁目2-10 港南区役所4階43番窓口)
任用期間	令和8年2月1日から令和8年2月28日まで ※上記の任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。（最大4回） ※地方公務員法が適用されるため、条件付きでの採用となり、採用後1月間の勤務日数が15日を満たさない場合は、条件付き採用期間が延長されることがあります。
勤務時間	8時45分～17時15分（休憩時間1時間）
勤務日	月～金曜日の週1～4日勤務（土曜、日曜、祝日を除く） ※勤務日数及び曜日は応相談。

給与等	日額 10,980 円 (※令和 8 年 1 月時点実績額。制度改正等により金額は変更になる可能性があります。) ※通勤費用（実費相当額） 休暇：年次休暇（日数によって付与）
身分	地方公務員法第 22 条の 2 に基づく会計年度任用職員
その他	・勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

◆ 応募方法

1 応募受付期間

令和 8 年 1 月 7 日（水）～令和 8 年 1 月 13 日（火）【必着】

※窓口持参の場合は、開庁時間内（月～金曜日の午前 8 時 45 分から午後 5 時まで、祝日を除く）に提出してください。

2 提出書類

- (1) 会計年度任用職員申込書（第 1 号様式 指定用紙）
(2) 返信用封筒 1 枚（110 円切手を貼付、宛先に自身の住所・氏名を記入）

* 申込書類は、所定の様式を使用し、(1) (2) を揃えて応募ください。

* 提出された応募書類はお返しませんので、御了承ください。

* 選考に際して御提供いただいた個人情報については、採用選考及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切いたしません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用します。

3 提出先（郵送※または窓口持参）

〒233-0003 横浜市港南区港南四丁目 2 番 10 号

港南区役所生活支援課生活支援係（港南区役所 4 階 43 番窓口）

※郵送の場合は、封筒の表面に「会計年度任用職員（港南区生活支援課事務補助業務）応募書類在中」と朱書きし、確実な郵送のため、郵便局で必ず簡易書留扱いにしてください。

◆ 選考方法

選考	
日 時	令和 8 年 1 月 15 日（木）16 日（金）のいずれか、時間は電話で連絡します。
会 場	港南区役所 4 階 401 会議室
選考方法	面接
持 ち 物	筆記用具
選考結果	合否に関わらず選考受験者全員に郵送にてお知らせいたします。（令和 8 年 1 月 下旬以降）

※日時については、応募人数が想定を上回った場合、変更になることがあります。

問合せ先
港南区役所生活支援課 富澤
電話 045-847-8404